

石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1 委託業務の名称

石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2 委託業務の目的

本業務は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「第10期計画」という。）の策定に当たり、「石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）の実績を踏まえつつ、高齢者の実態把握のためのアンケート調査の実施及び分析を行い、市の実情や特性を生かした介護保険事業に係る効果的な事業実施に向けた計画策定業務支援を行うことを目的とする。

また、第10期計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に基づく「認知症施策推進計画」を包含するものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務担当者

本業務の履行に当たっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関する国の法制度を熟知し、調査・計画策定の実績を有する者を確保し、業務責任者・業務担当者名簿を提出すること。

5 提出書類

受託者は契約締結後速やかに次に掲げる書類を提出し、市の承認を受けなければならない。

- (1) 工程表及び業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）

6 委託業務の内容

- (1) アンケート調査の実施及び結果の集計・分析【令和7年度・令和8年度】

現状の把握及び第10期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケートについて、厚生労働省の示す調査票をベースとして、市独自の設問等を加え調査を実施する。

また、回収した調査票の入力、集計及び分析を行い、報告書を作成する。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和7年度）

調査対象	石巻市に住民登録がある65歳以上で、要介護認定を受けていない者
対象者数	2,500人程度
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答
回収率	60%以上

② 施設入所者調査（令和 7 年度）

調査対象	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設の入所者
対象者数	500 人程度
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答
回収率	60 %以上

③ 介護サービス提供事業者調査（令和 8 年度）

調査対象	石巻市内所在の介護サービス提供事業者
対象者数	100 者程度
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答
回収率	80 %以上

【アンケート調査実施に係る作業分担】

作業内容	発注者	受託者
調査内容の確定	○	○
対象者の抽出	○	
調査票の印刷、付番		○
インターネット上に回答用フォームの作成		○
料金受取人払い承認番号取得	○	
発送用封筒・返信用封筒印刷		○
宛名ラベル作成	○	
宛名ラベル貼付、封入封緘		○
調査票発送（郵送費用負担）		○
回収済み調査票の入力・集計・分析・評価		○
アンケート調査報告書の作成・印刷		○

※ 調査用の封筒は角 2、本市宛返信用封筒は長 3 とする。調査用封筒は調査名が判別できる工夫を行うこと。

※ 「介護サービス提供事業者調査」の実施時期は発注者と協議の上、決定することとする。

【アンケート調査結果の集計・検証・分析・報告書の作成】

- ・ 上記①～③の調査結果と併せ、発注者が実施、集計した「在宅介護実態調査」の結果の検証及び分析を行い、報告書を作成する。
- ・ 高齢者の実態を可能な限り日常生活圏域ごとに把握し、定量的な分析結果を今後の作業に活用するものとする。
- ・ 集計分析に当たっては、市のデータを利用し、調査データとのマッチング、国の必須項目やオプション項目は、国が提供するデータを利用し、独自項目や自由意見については受託者と発注者が協議しながら集計分析報告書を作成する。
- ・ 単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計のほか、発注者の指示

する集計作業は全て行うこと。

- ・ 自由意見の分析及び前回実施したアンケート結果との比較分析を行うこと。
- ・ 報告書の作成に当たっては、グラフや図を用いて分かりやすい内容とすること。
- ・ 調査結果から課題と地域特性等を分析すること。

(2) 計画策定業務【令和8年度】

① 介護保険制度や高齢者福祉等を巡る制度改革の動向把握と課題整理

介護保険制度や高齢者の保健、福祉、医療等を巡る制度改革の動向について、国、県等の関連資料等を収集し、第10期計画等の検討に当たっての前提条件と基本的課題を整理する。

② 基礎データの収集及び課題の把握・整理・分析業務

第9期計画における石巻市の介護保険事業や高齢者福祉事業等の取組状況、高齢者福祉サービス等の利用状況の分析を行い、計画策定に関する基礎データの収集（地域ニーズの発掘、地域資源の点検、現行体制の点検等）と、この基礎データから住民の意識・生活環境等の実態やニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、高齢者福祉の課題等について検討する。

② 給付実績の集計・分析

国民健康保険団体連合会から提供される「保険者向け給付実績情報」データに基づき、介護保険サービスの給付状況について、地域包括ケア「見える化システム」を使用し、集計及び分析を行う。

- ・ 実利用人数・利用量・給付額の把握
- ・ 給付適正化の検討・検証

④ 計画目標量の設定

上記の結果に基づき、国から提供されるワークシート（地域包括ケア「見える化システム」）を使用し、第10期計画におけるサービス給付の見込み等の推計を行う。

また、推計に当たっては、本市の関連計画等との整合性を図るものとする。

- ・ 人口及び被保険者の推計（第1号被保険者数、第2号被保険者数の推計）
- ・ 要介護認定者数等の推計
- ・ 老人福祉サービス量、介護サービス量、その他関連サービス量の算出、確保策の検討及び介護保険料の算出に係る支援
- ・ 県へのワークシートに基づく見込量の報告支援

⑤ 認知症基本法に基づく認知症施策推進計画の策定支援

発注者が認知症施策推進計画の検討を行うに当たって必要な支援を行うこと。

- ・ 計画策定に必要な基礎情報の収集
- ・ 認知症に係るデータの把握・分析

⑥ 計画骨子案・計画素案の作成、計画素案の内容協議

①～⑤を踏まえ、必要に応じて、新たな計画の基本理念や施策体系を見直しするとともに、目標量達成のための重点的事業を検討し、計画骨子案、計画素案として取りまとめる。

⑦ パブリックコメントの実施支援

計画素案に関して石巻市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。また、必要に応じて、住民からの意見を計画素案へ反映する。

⑧ 計画案の最終調整

計画素案について石巻市介護保険運営審議会の審議を経て、内容が確定した後、「石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」として、成果品を納品するものとする。

⑨ 石巻市介護保険運営審議会の開催支援

石巻市介護保険運営審議会（5回予定）の開催に当たり、下記の支援を行う。

- ・ 石巻市介護保険運営審議会用資料作成
- ・ 必要に応じて石巻市介護保険運営審議会等へ説明員としての出席
- ・ 会議録の作成

⑩ 法律改正及び例規改正等の情報提供支援

関係法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備FAQ、他団体の事例提供など、本市に必要となる情報提供を随時行うものとする。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、高齢者福祉・介護保険に関する分野及び本市が把握しておくべき分野を網羅することとする。

⑪ 現行計画の評価・課題分析

現行計画における実行管理や点検評価などのPDCAを実行しながら、関連分野の施策執行状況や介護事業者、各種団体等への意向調査を実施し、今後の課題を把握し、分析を行う。

⑫ 介護・高齢者福祉・認知症施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間、総事業費、担当部局名をはじめ、目的、特色、関係条例名などの先進事例を提供すること。

7 成果品

受託者は、次の掲げるものを印刷物（原稿）のほか、電子データを成果品として納品する。
また、報告書は、グラフや図を多用するなど、分かりやすい内容に編集すること。

【令和7年度分業務】

- (1) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「施設入所者調査」に係る分析・調査票と調査用品 一式
- (2) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「施設入所者調査」のローデータ 一式
- (3) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「施設入所者調査」の単純集計結果 一式
- (4) (1)～(3)の電子データ一式をCD-ROM等を磁気媒体に収めて提出すること。

【令和8年度分業務】

- (1) アンケート調査集計・分析結果報告書（印刷製本）・・・ 60部
※1 A4判 墨1色ダイレクト印刷
※2 前記6（2）の①、②についても、報告書に反映させること。
- (2) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「施設入所者調査」のクロス集計結果 一式
- (3) 「介護サービス提供事業者調査」の集計結果 一式
- (4) サービス見込み量推計結果報告（ワークシート）
- (5) 計画骨子案、計画書原案、計画概要版原案、計画案
- (6) 本計画における石巻市介護保険運営審議会議事録
- (7) 石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
※ Microsoft Wordを使用し、A4判、コピー用紙で作成すること。
- (8) 石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画書（印刷製本）…300部
※ A4判 表紙レザック 中扉カラー紙 墨1色ダイレクト印刷 本文160ページ程度
- (9) 石巻市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画概要版（印刷製本）…200部
※ A4判 表紙レザック 中扉カラー紙 墨1色ダイレクト印刷 本文30ページ程度
- (10) 上記（1）～（9）の電子データ一式をCD-ROM等の磁気媒体に収めて提出すること。
また、（2）～（7）についてはいずれも出力紙1部を提出すること。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発注者に事故発生原因、経過、被害の内容を遅滞なく報告し、発注者の指示に従うものとする。

9 随時の報告及び協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託業務の遂行に当たっては、データや資料の提供等、発注者に随時報告し協議するものとする。

10 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

11 委託料の支払い

委託契約期間が2か年度となるが、委託料については年度ごとに分けて支払う。

また、受託者からの請求書をもって支払を行うこととし、支払時期については、各年度分業務完了後とする。

12 著作権の帰属

本業務で作成されたデータ、報告書、計画書等の著作権については、発注者に帰属するものとする。

13 個人情報の取り扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについては十分留意すること。

なお、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。

14 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

15 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。

(別紙)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(秘密の保持)

第1条 受託者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、石巻市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集等)

第4条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び石巻市から引き渡された個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理するため石巻市から引き渡された個人情報を石巻市の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(個人情報の保管)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するため石巻市から引き渡された個人情報を毀損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(事故報告義務)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報及び石巻市から引き渡された個人情報の内容を漏えい、毀損及び滅失した場合は、石巻市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(破棄等)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に破棄するものとする。

(調査及び勧告)

第10条 石巻市は、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じた調査を行うことができるものとし、個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。